



島根県報

平成25年 3 月 29 日 (金)

号外 第 4 0 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則	(")	3
地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(")	3
県有自動車管理規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	3

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	(人 事 課)	4
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(")	4

公布された条例等のあらまし**◇職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（規則第16号）**

1 規則の概要

- (1) 学芸統括監の職を廃止することとした。（別表関係）
- (2) 統括調整監及び主任精神保健福祉士の職を新たに設けることとした。（別表関係）
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

- (1) 主要な職員に、病院局の本局においては上席調整監を、病院においては参事を加えることとした。
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

- (1) 知事が定める職に、病院局の本局においては上席調整監を、病院においては参事を加えることとした。
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇県有自動車管理規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

組織の改編に伴う所要の改正（第2条・第6条関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「政策調整監」を「政策調整監」に改め、「学芸統括監」を削り、「主任精神保健福祉
統括調整監」を「相談員」

「主任精神保健福祉
相談員」に、「精神保健福祉相談員」を「精神保健福祉相談員」に改める。

主任精神保健福祉 員
士 」 精神保健福祉士」

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和35年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「課長」の次に「、上席調整監」を加え、本則第4号中「院長」を「病院長」に改め、「事務局長」の次に「、参事」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第3号中「課長」の次に「、上席調整監」を加え、「及びグループリーダー」を「、グループリーダー及び企画幹」に改め、本則第4号中「院長」を「病院長」に改め、「事務局長」の次に「、参事」を、「医療技術局次長」の次に「、薬剤局次長」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

県有自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

県有自動車管理規則の一部を改正する規則

県有自動車管理規則（昭和38年島根県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「繁殖技術グループ」を「繁殖技術科」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 庁用車の鍵は、運行管理担当者（出納局会計課総務グループリーダー、隠岐支庁県民局総務課長、東部県民センター

総務管理部総務課長、西部県民センター総務企画部総務課長及び県民センター各事務所総務課長をいう。以下同じ。)が保管するものとする。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

訓 令

島根県訓令第 3号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第38条中「消防防災課長」を「消防総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第 4号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第 5号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表消防防災課の項中「消防防災課」を「消防総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。